

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について  
藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程を次のように改正する。

2 0 2 0 年（令和 2 年） 3 月 1 8 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2 0 2 0 年（令和 2 年） 4 月 1 日

提案理由

この議案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、会計年度任用職員制度が始まることから、サービスや勤務時間等の勤務条件に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程（平成8年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職種名」の次に「又は藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則（令和2年藤沢市教育委員会規則第 号）第3条の表の左欄に掲げる技能労務職員に属する者の区分に応じ同表の右欄に定める職種名」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、調理業務員（学校）及び調理補助員（学校）に準用する。この場合において、同項中「次に掲げる業務」とあるのは「所属長又は学校給食調理員の指示に従い、次に掲げる業務（調理補助員（学校）にあつては、これらの補助業務）」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程(平成8年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月25日 教委訓令甲第1号</p> <p>改正 平成 9年 3月25日教委訓令甲第2号 平成10年 3月25日教委訓令甲第1号 平成12年 3月 6日教委訓令甲第2号 平成15年3月31日 教委訓令甲第3号 平成19年 3月30日教委訓令甲第2号 平成23年 3月28日教委訓令甲第2号 平成25年1月11日 教委訓令甲第2号 平成25年3月22日 教委訓令甲第3号 平成27年3月19日 教委訓令甲第3号</p> <p>藤沢市教育委員会単純労務に従事する職員の服務規程(昭和40年藤沢市教育委員会訓令甲第1号)の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第15条に規定する職員の服務のほか、この市の技能労務職員の服務について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月25日 教委訓令甲第1号</p> <p>改正 平成 9年 3月25日教委訓令甲第2号 平成10年 3月25日教委訓令甲第1号 平成12年 3月 6日教委訓令甲第2号 平成15年3月31日 教委訓令甲第3号 平成19年 3月30日教委訓令甲第2号 平成23年 3月28日教委訓令甲第2号 平成25年1月11日 教委訓令甲第2号 平成25年3月22日 教委訓令甲第3号 平成27年3月19日 教委訓令甲第3号</p> <p>藤沢市教育委員会単純労務に従事する職員の服務規程(昭和40年藤沢市教育委員会訓令甲第1号)の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第15条に規定する職員の服務のほか、この市の技能労務職員の服務について必要な事項を定めるものとする。</p>

(平成9教委訓令甲2・平成12教委訓令甲2・平成25教委訓令甲3・平成27教委訓令甲3・一部改正)

(定義)

第2条 この規程において「技能労務職員」とは、職員のうち、藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年藤沢市教育委員会規則第7号)第3条の表の左欄に掲げる技能労務職員に属する者の区分に応じ同表の右欄に定める職種名又は藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則(令和2年藤沢市教育委員会規則第 号)第3条の表の左欄に掲げる技能労務職員に属する者の区分に応じ同表の右欄に定める職種名のいずれかに該当する者をいう。

(平成12教委訓令甲2・平成15教委訓令甲3・平成19教委訓令甲2・一部改正)

(技能労務職員のサービスの原則)

第3条 技能労務職員は、その所属する課長又は教育部に属する教育機関の長(以下これらを「所属長」という。)の命令に従い、職種名に応じて定める次条以下の規定を遵守しなければならない。

(平成9教委訓令甲2・平成15教委訓令甲3・平成25教委訓令甲3・一部改正)

(学校用務員)

第4条 学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 校地及び校舎に係る次に掲げる清掃等に関する業務

ア 校地及び校舎の清掃及び整備に関すること。

(平成9教委訓令甲2・平成12教委訓令甲2・平成25教委訓令甲3・平成27教委訓令甲3・一部改正)

(定義)

第2条 この規程において「技能労務職員」とは、職員のうち、藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年藤沢市教育委員会規則第7号)第3条の表の左欄に掲げる技能労務職員に属する者の区分に応じ同表の右欄に定める職種名のいずれかに該当する者をいう。

(平成12教委訓令甲2・平成15教委訓令甲3・平成19教委訓令甲2・一部改正)

(技能労務職員のサービスの原則)

第3条 技能労務職員は、その所属する課長又は教育部に属する教育機関の長(以下これらを「所属長」という。)の命令に従い、職種名に応じて定める次条以下の規定を遵守しなければならない。

(平成9教委訓令甲2・平成15教委訓令甲3・平成25教委訓令甲3・一部改正)

(学校用務員)

第4条 学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 校地及び校舎に係る次に掲げる清掃等に関する業務

ア 校地及び校舎の清掃及び整備に関すること。

イ 樹木及び花壇の手入れに関すること。

ウ 校地内の除草に関すること。

(2) 校門及び校舎の出入口の開閉並びに防災に関する業務

(3) 校舎及びその附属設備等に係る次に掲げる整備等に関する業務

ア 学校の施設及び備品の補修に関すること。

イ 学校で使用する簡易な物品の作製に関すること。

ウ 冷暖房器具及びその燃料の管理等に関すること。

エ 飼育動物、植物等の教材の整備の協力に関すること。

(4) 校務連絡及び庶務に係る次に掲げる業務

ア 文書、物品等の送達、收受等に関すること。

イ 文書、物品等の整理及び整頓とんに関すること。

ウ 来校者の受付、案内及び接待並びに学校職員への取次に関する  
こと。

エ 学校の行事の準備及び後片付けに関すること。

オ 金銭の受渡しに関すること。

カ 校務に係る印刷物の作成及び製本に関すること。

キ 湯茶の準備に関すること。

(5) 非常災害、児童又は生徒の事故等の緊急事態が発生した場合にお  
ける連絡並びに負傷者等に対する介助及び応急措置に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務

(平成12教委訓令甲2・一部改正)

イ 樹木及び花壇の手入れに関すること。

ウ 校地内の除草に関すること。

(2) 校門及び校舎の出入口の開閉並びに防災に関する業務

(3) 校舎及びその附属設備等に係る次に掲げる整備等に関する業務

ア 学校の施設及び備品の補修に関すること。

イ 学校で使用する簡易な物品の作製に関すること。

ウ 冷暖房器具及びその燃料の管理等に関すること。

エ 飼育動物、植物等の教材の整備の協力に関すること。

(4) 校務連絡及び庶務に係る次に掲げる業務

ア 文書、物品等の送達、收受等に関すること。

イ 文書、物品等の整理及び整頓とんに関すること。

ウ 来校者の受付、案内及び接待並びに学校職員への取次に関する  
こと。

エ 学校の行事の準備及び後片付けに関すること。

オ 金銭の受渡しに関すること。

カ 校務に係る印刷物の作成及び製本に関すること。

キ 湯茶の準備に関すること。

(5) 非常災害、児童又は生徒の事故等の緊急事態が発生した場合にお  
ける連絡並びに負傷者等に対する介助及び応急措置に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務

(平成12教委訓令甲2・一部改正)

(学校給食調理員)

第5条 学校給食調理員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 給食の調理及び配分に関すること。
- (2) 食器、調理用具等の洗浄及び消毒並びにそれらの整理及び保管に関すること。
- (3) 調理室、物資倉庫等の施設の清掃及び消毒並びにそれらの施設内の整理及び整頓とんに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務

2 前項の規定は、調理業務員（学校）及び調理補助員（学校）に準用する。この場合において、同項中「次に掲げる業務」とあるのは「所属長又は学校給食調理員の指示に従い、次に掲げる業務（調理補助員（学校）にあつては、これらの補助業務）」とする。

(平成12教委訓令甲2・一部改正，平成15教委訓令甲3・旧第7条  
繰上・一部改正，平成19教委訓令甲2・一部改正，平成25教委訓  
令甲3・旧第6条繰上)

(業務監督者の職務)

第6条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 集団作業業務に関する計画並びに従事する職員の調整、指導及び監督
- (2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。

(学校給食調理員)

第5条 学校給食調理員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 給食の調理及び配分に関すること。
- (2) 食器、調理用具等の洗浄及び消毒並びにそれらの整理及び保管に関すること。
- (3) 調理室、物資倉庫等の施設の清掃及び消毒並びにそれらの施設内の整理及び整頓とんに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務

(平成12教委訓令甲2・一部改正，平成15教委訓令甲3・旧第7条  
繰上・一部改正，平成19教委訓令甲2・一部改正，平成25教委訓  
令甲3・旧第6条繰上)

(業務監督者の職務)

第6条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 集団作業業務に関する計画並びに従事する職員の調整、指導及び監督
- (2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。

- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 関係各課との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務

2 学校給食調理員のうちその職が上級主査である学校給食調理員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 応援派遣業務に関する計画並びに従事する職員の調整、指導及び監督
- (2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 関係各課との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務  
(平成23教委訓令甲2・追加, 平成25教委訓令甲2・一部改正, 平成25教委訓令甲3・旧第7条繰上)

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年教委訓令甲第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 関係各課との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務

2 学校給食調理員のうちその職が上級主査である学校給食調理員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 応援派遣業務に関する計画並びに従事する職員の調整、指導及び監督
- (2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 関係各課との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務  
(平成23教委訓令甲2・追加, 平成25教委訓令甲2・一部改正, 平成25教委訓令甲3・旧第7条繰上)

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年教委訓令甲第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年教委訓令甲第3号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委訓令甲第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委訓令甲第3号)

この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。

附 則(平成15年教委訓令甲第3号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委訓令甲第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委訓令甲第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委訓令甲第3号)

この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。